

# スマートウェルネス住宅等推進モデル事業(住宅団地再生部門)の概要

今後、極端な高齢化の進展・居住のミスマッチが進展することが見込まれる住宅団地の再生を図るため、具体的に課題解決を図る先導的な提案や創意工夫を含む事業を公募し、国が選定した事業の実施に要する費用の一部を補助します。

## 住宅団地再生部門

### 1. 提案事業の種類と補助率等

住宅団地の再生を図るため、具体的に課題解決を図る先導的な提案や創意工夫を含むものであって、次の①から③に掲げる事業のいずれか又はこれらを組み合わせたもの

- ①住宅並びに高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する施設(建築設備を含む。)の整備(新築、取得又は改修)

#### 【補助率等】

- ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)
- ・設計費(補助率:2/3)

- ②技術の検証

先導的な提案に係る居住実験・社会実験等)

#### 【補助率等】

- ・居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用(補助率:2/3)

- ③情報提供及び普及

展示用住宅の整備、展示用模型の作成、その他の情報提供及び普及

#### 【補助率等】

- ・選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用(補助率:2/3)

### 2. 提案事業の主な要件

次の①から④に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 住宅団地の課題に対して、立地特性や地域の実情(サービスニーズ等)を踏まえて適切かつ具体的な課題解決を図る取組で、先導的な提案や創意工夫を含むものであること
- ② 住宅団地における住まいづくり・まちづくりの推進上効果を高めるための情報公開を行うものであること
- ③ 平成30年度中に事業に着手するものであること
- ④ 住宅の戸数が概ね100戸以上である住宅団地で実施すること

#### 【参考】

- スマートウェルネス住宅等推進モデル事業には、他に一般部門、特定部門があり、別途公募しています。
- 住宅団地再生部門は、提案事業の種類及び補助率に関しては一般部門と同様となっていますが、評価の観点から住宅団地の課題解決に資することに特化されています。